

いつもお世話になっております。

梅のつぼみもそろそろほころびはじめ、春の訪れが近いことを感じております。

皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



国境を越えた役務提供に係る消費課税

海外の事業者からインターネットを介して音楽やゲーム等の配信サービスを受けた場合には、「国境を越えた電気通信利用役務の提供」として消費税が課されます。

◆内外判定基準の見直し

消費税は、国内取引に課され、国外取引には課されません。国外から受ける電気通信利用役務の内外判定は、平成27年10月より役務の提供を受ける者の住所等で行うことになりました。これは電気通信利用役務について提供者が国内事業者、国外事業者のいずれも課税の取扱いを同じにして、事業者間の公平性を確保したものです。

◆事業者向けと消費者向けに区分

日本に拠点を持たない国外事業者に適正に課税することは困難を伴います。そこで国外からの電気通信利用役務の提供を事業者向けと消費者向けに区分し、事業者向け電気通信利用役務はWEBサイトを利用させるサービスなど役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものと定義して、国内事業者に申告・納税義務を持たせました。経過措置として原則課税で課税売上割合が95%未満の場合に適用されます(リバースチャージ)。なお、事業者向け電気通信利用役務の提供は、個別契約で役務提供を受ける者が通常事業者に限られる場合も該当します。

消費者向け電気通信利用役務の提供は、事業者向け電気通信利用役務の提供以外のものと定義して、国外事業者に申告・納税義務を持たせました。事業者、消費者の双方がサービスを受ける場合も消費者向け電気通信利用役務の提供に含まれます。

◆消費者向けは、仕入税額控除に制限あり

消費者向け電気通信利用役務の提供については、国外事業者に課税漏れが生じることから当分の間、仕入税額控除の適用対象外とされています。ただし、国は登録国外事業者制度を設けて登録を受けた事業者が発行する請求書と帳簿を保存する事業者には仕入税額控除を認めています。

◆登録国外事業者はインボイス制度に移行

登録国外事業者制度は、令和5年10月からインボイス制度に移行されました。令和5年9月1日時点の登録国外事業者は登録の取消しを求める旨の届出書の提出がない場合、インボイス発行事業者の登録を受けたものとみなされ、役務提供を受けた事業者は仕入税額控除をすることができます。

電気通信利用役務の提供を受けたときは、契約内容から誰が申告・納税義務を負うのか、課税関係を確認しましょう。

お葬式と税金

◆故人をしのぶ儀式と税金

お葬式は亡くなった方へのお別れやお見送りの儀式です。お通夜や告別式の流れ、宗教宗派によって変わる作法、ご挨拶の言葉など、日常生活とは異なるマナーが多く、少々苦手という方も多いのではないのでしょうか。また、残されたご遺族には相続税等、税金周りの手続きが必要になる場合があります。お葬式と税の関係を確認してみましょう。

◆相続税を計算するとき

相続税を計算するときは、負担した葬式費用を遺産総額から差し引けます。例えば、

- (1)お葬式や葬送に際し、火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
- (2)ご遺体やご遺骨の回送にかかった費用
- (3)お葬式の前後に生じた費用で通常葬式にかかせない費用（例えばお通夜などにかかった費用など）
- (4)お葬式にあたりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用
- (5)遭難事故等の場合のご遺体の捜索または運搬費用

上記は相続税を計算するときに差し引けるものとなります。逆に、

- (1)香典返しの費用
- (2)墓石や墓地の費用
- (3)初七日や法事の費用

については、葬式費用ではないと判定されるため、遺産総額から差し引くことはできません。

◆香典・弔慰金と税金

香典については故人ではなく喪主やご遺族に支払われるものという扱いになっています。前述した葬儀費用とはならない「香典返し」は故人が返しているわけでもないし、故人が貰っているわけでもないので、葬儀費用とはならない、という解釈です。また、社会通念上相当と認められる香典については所得税及び贈与税は非課税となっています。

会社から出る弔慰金については、実質上退職手当金等に該当する部分については相続税の対象です。また、それ以外の部分については明確な取り決めがあり、

- (1)業務上の死亡の場合：給与3年分
 - (2)業務上の死亡でない場合：給与半年分
- を超える弔慰金については、相続税の対象となります。

～人生の役に立たない雑学 vol.130～

